

平成 26 年第 2 回（11 月）大磯町議会臨時会

議 案 第 50・51 号 説 明 資 料

平成 26 年 11 月 21 日

大磯職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例

---

資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表	-----	3～5

総 務 課

大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

平成26年8月7日に人事院の給与改定勧告が出され、民間給与との較差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた月例給の引上げと、特別給を引上げ、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分することが示されました。これらを踏まえ、大磯町職員の勤勉手当の支給月数を上げるため、規定の改正を行うものです。

また、特定任期付職員の給料月額及び期末手当については、国家公務員と同基準としていることから、人事院勧告を踏まえ、給料月額を改正し、及び期末手当を上げるため、規定の改正を行うものです。

○ 改正内容

1 期末手当・勤勉手当

◆平成26年度

単位：月

		一般職・任期付			再任用			特定任期付		
		6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	現行	1.225	1.375	2.600	0.650	0.800	1.450	1.400	1.550	2.950
	改正後	1.225	1.375	2.600	0.650	0.800	1.450	1.400	1.700	3.100
勤勉手当	現行	0.675	0.675	1.350	0.325	0.325	0.650	—	—	—
	改正後	0.675	0.825	1.500	0.325	0.375	0.700	—	—	—
合計	現行	1.900	2.050	3.950	0.975	1.125	2.100	1.400	1.550	2.950
	改正後	1.900	2.200	4.100	0.975	1.175	2.150	1.400	1.700	3.100
	増減	0.000	0.150	0.150	0.000	0.050	0.050	0.000	0.150	0.150

◆平成27年度以降

単位：月

		一般職・任期付			再任用			特定任期付		
		6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	現行	1.225	1.375	2.600	0.650	0.800	1.450	1.400	1.550	2.950
	改正後	1.225	1.375	2.600	0.650	0.800	1.450	1.550	1.550	3.100
勤勉手当	現行	0.675	0.675	1.350	0.325	0.325	0.650	—	—	—
	改正後	0.750	0.750	1.500	0.350	0.350	0.700	—	—	—
合計	現行	1.900	2.050	3.950	0.975	1.125	2.100	1.400	1.550	2.950
	改正後	1.975	2.125	4.100	1.000	1.150	2.150	1.550	1.550	3.100
	増減	0.075	0.075	0.150	0.025	0.025	0.050	0.150	0.000	0.150

## 2 給料月額

《特定任期付職員の給料月額》

号級	給料月額		増減
	変更前	変更後	
1	375,000円	377,000円	2,000 円
2	424,000円	426,000円	2,000 円
3	477,000円	479,000円	2,000 円
4	543,000円	542,000円	△ 1,000 円
5	620,000円	618,000円	△ 2,000 円
6	724,000円	722,000円	△ 2,000 円
7	848,000円	845,000円	△ 3,000 円

大磯町職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第16条 省略 (勤勉手当) 第17条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 省略 第18条～第20条 省略</p> <p>附 則 1～12 省略</p> <p><u>13 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第17条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成26年11月30日から施行する。</u></p> <p>別表第1・別表第2 省略</p>	<p>第1条～第16条 省略 (勤勉手当) 第17条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 省略 第18条～第20条 省略</p> <p>附 則 1～12 省略</p> <p>別表第1・別表第2 省略</p>

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行																																
<p>第1条～第6条 省略 (給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	<p>第1条～第6条 省略 (給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>377,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>426,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>479,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>542,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>618,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>722,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>845,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	377,000	2	426,000	3	479,000	4	542,000	5	618,000	6	722,000	7	845,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>375,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>424,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>477,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>543,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>620,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>724,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>848,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	375,000円	2	424,000円	3	477,000円	4	543,000円	5	620,000円	6	724,000円	7	848,000円
号給	給料月額(円)																																
1	377,000																																
2	426,000																																
3	479,000																																
4	542,000																																
5	618,000																																
6	722,000																																
7	845,000																																
号給	給料月額																																
1	375,000円																																
2	424,000円																																
3	477,000円																																
4	543,000円																																
5	620,000円																																
6	724,000円																																
7	848,000円																																
<p>2～4 省略 (給与条例の適用除外等)</p>	<p>2～4 省略 (給与条例の適用除外等)</p>																																
<p>第8条 省略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年大磯町条例第17号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>	<p>第8条 省略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年大磯町条例第17号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</p>																																
<p>3・4 省略 第9条 省略</p>	<p>3・4 省略 第9条 省略</p>																																
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>																																
<p>1～5 省略 (平成26年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</p>	<p>1～5 省略</p>																																
<p>6 <u>平成26年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の170」とする。</u></p>																																	

改正案

現行

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成26年11月30日から施行し、改正後の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。